

## 国際連合気候変動枠組条約 C D M理事会第79回理事会(EB#79)概要報告

2014年 6月 2日

経済産業研究所・東京大学 戒能  
kainou-kazunari@rieti.go.jp

日時 2014年 5月28日 (水) - 6月 1日 (日)

場所 ドイツ・ボン・UNFCCC本部会議場

### 主要結果

#### 1. 定足・構成

##### 1-1. 出席理事構成

	正理事 Member	代理理事 Alternate
アジア ASIA	Laksumi D. (インドネシア)	Hussein B. (ヨルダン)
中南米 LACRB	Daniel O. (エクアドル)	Eduardo C. (ペルー)
アフリカ AFR	Toshi M. M. (コンゴ)	Ahosane K. (コートジボアール)
島嶼国 SIDs	Hugh S. (グレナダ: 議長)	Amjad A. B. (モルジブ)
(途上国)	Washington Z. (ジンバブエ)	Qasi K. (バングラデシュ)
Non-An.1	Miguez J. (ブラジル)	Duan M. (中華人民共和国)
移行国 EIT	Natalia K. (ウクライナ)	Diana H. (アルメニア)
西欧 WEOG	Martin Enderlin (スイス)	Olivier K. (EU/ベルギー)
(先進国)	Frank W. (EU/ドイツ)	(*1)
Annex-1	Lambert (EU/ドイツ:副議長)	戒能 一成 (日本)

-\*1 Annex-1 の Alternate 1名は選任未了, 暫定的に空席, -\*2 斜体は欠席

#### 2. 運営管理 (議題2.1~)

##### 2-1. DOE資格試験問題

(会議録para23, 資料なし) **重要**

- 1) 背景 - DOEの信認基準改訂(ver.4→.5)に伴い認証従事者の資格試験制度が導入されたが、新基準の施行日(2014年7月)迄に試験等の整備が間に合わない問題が発生。
  - 新信認基準の議論時に既に資格試験制度が間に合わない懸念は指摘されていたが、環境十全性を奉ずる一部先進国理事の強硬な意見により採択された経緯有。
  - 本年に入ってから事務局と DOE-Forumによる問題解決のための「試験問題TF」を結成し対策を検討したものの、ほぼ 6ヶ月間が経過しても成果が出ず。
- 2) 結果 - 信認パネルの提案を受け、新基準の施行を 2015年 1月迄 6ヶ月間 延期する。
  - 上記「試験問題TF」に信認パネル(AP)から 2名の委員を追加し体制を強化する。
- 3) 議論 - 理事の多くが現状追認に同意したが、小生より「理事会への信頼を毀損しかねないのでこれ以上の「後退」は認められない」旨発言。
- 5) 注記 - 前回(EB#77)での既存有資格者への適用除外に引続いての「後退」。
  - 昨年小生が提案した「現実的方策」に結局戻ってきたのは良しとすべきではあるものの、一連の「後退」により DOEの理事会・事務局への信頼感は著しく低下。

##### 2-2. パネル・WGの体制見直し

(会議録para15, 会議前Annex-5)

- 1) 背景 - 第2約束期間での事業需要の低下を受け、予算節減対策の一環として理事会傘下のパネル・WGなどの体制見直しにつき事務局に検討を指示、審議開始。
- 2) 結果 - 次回以降の理事会で継続検討。
  - 今後の潜在的な需要先への適応を念頭に置くこと、電子会議の活用を推進することについて理事意見が一致しこれを決定。
- 3) 議論 - 事務局案では方法論パネル(Meth)・小規模WG(SSC)のみを統合する案(案1)と、当該統合に加えて 植林等WG(A/R)・炭素貯留WG(CCS)を廃止し専門家として上記統合パネルに必要な応じ加える案(案2)が呈示された。

- しかし、いずれの案でも作業プロセスは大変更になるものの予算面では殆ど節約にならないこと、単にパネル・WG開催回数を減らすという案(案"3")が分析対象から外れていたことなどから、事務局案を却下し再検討を指示。

5) 注記 - 理事意見の大勢は、制度は現状維持で会議回数を削減すべきというもの(案3)。

#### 2-3. パネル・WGなどの人事評価・人選手続の整備 (会議録para12-14, 会議前Annex-6-8)

- 1) 背景 - 従来、パネル・WGなどの人事評価・人選手続は慣行に基づいて行われていたが、透明性確保のため明文化した規定として整備・公開することを決定。
- 2) 結果 - パネル・WG委員 及び 信認専門家 の人事評価・人選手続案(前Annex-6,-7)は、今次理事会議論を踏まえた修正を行い採択。(→ 会議後Annex-1, -2)
  - RIT(事業登録専門家)・方法論専門家について(前Annex-8)は、継続検討。
- 3) 議論 - 上記案の大部分は現行の慣行を文書にしたもの。
  - 理事からの意見は、評価・選任の責任主体の明確化が不十分な部分 及び 現状の慣行において基準が不透明・不整合な部分に集中。当該 2つの基準から見て不完全な部分が多かったため、RIT・方法論専門家の分の案は却下に。
- 5) 注記 - 結果論ではあるが、人事評価・人選手続の「弱点」乃至「欠陥」が発見された訳であり、一見迂遠な作業に見えるが一片の意義があったと思われる。

#### 2-4. CDMの「需要拡大」方策 (会議録para06, 資料なし)

- 1) 背景 - CDMの需要低迷・価格崩壊を受けて、任意償却の推進など CERの需要拡大方策の具体化を前回理事会で事務局に指示。結果報告に基づき事業実施案を審議。
- 2) 結果 - 事業・活動計画を承認。
  - (CDM広報の強化・素材の整備など任意償却の認知度の向上, CDM-WEBでの窓口紹介, 国・自治体への償却推奨, 国際的イベント・国際機関での紹介・広報など)
- 3) 議論 - 本件についての 2014年予算は EB#76 (2013年11月 ワルシャワ) にて承認済、具体的予算使途についての計画案が審議されたもの。
  - 事務局案では更に多くの案が示されていたが、事業の実現性や国連の関与程度の妥当性について理事から異論が出たものにつき提案を却下。消去法で検討。
- 5) 注記 - 理想的には CERの任意償却を UNICEF・UNESCOのような一大「寄付事業」として育成・拡大したいと云うものの、大量の余剰CERが出てしまった後での検討であるため「後手に回っている」感は否定できず、成算の薄い事業と思われる。
  - 上記活動の一環として、理事会議長が GCF事務局長と 6月に会談予定。

#### 2-5. CDM理事会 2014年作業計画改定及びパネル・WG作業計画承認 (会議前Annex-1, -2)

- 1) 背景 - 事業実績を踏まえた定例の改訂。
- 2) 結果 - 原案どおり採択。

### 3. 個別案件 (議題3.1～) ( ※ 個別案件についての議論は全て守秘義務対象のため非公開 )

#### 3-1. DOE信認 Accreditation

- 2) 結果 - 新規信認・延長・撤退などを含め、信認パネル(AP)提案どおり全て承認。

#### 3-2. 登録 Registration (会議録 para34)

- 1) 背景 - 事務局と調査チーム(RIT)の見解が一致した場合「登録」又は「拒絶」となる
  - 両者の見解が異なる場合はEBに掛かり、否決されなければ「登録」となる
  - 両者とも「登録」又は「拒絶」でも 20日以内に異議を述べればEBで再審可能
- 2) 結果 - EB理事の再審査要求があった 1事業を登録する旨決定。

#### 3-3. 発行 Issuance (該当なし、再提出 2件は全て承認)

#### 4. 制度改正(1) / 事業基準・方法論 (議題4.1)

##### 4-1. 標準化ベースライン関係

(標準化ベースラインに伴う手続規定改訂) (会議録para38, 会議後Annex-3~6)

- 1) 背景 - 標準化ベースライン関連規定についての事業基準(PS)・認証基準(VVS)・手続基準(PCP)改正案。
- 2) 結果 - 採択。
  - (強制の)標準化ベースライン採択時に手続開始済の事業について 240日間は当該標準化ベースラインに従う必要なしとする「猶予期間」を設定。
  - EB#70 において、標準化ベースラインの採択は既存登録事業に遡及適用しないとの原則を定めたが、個別標準化ベースラインで例外の設定を可とすること。

(標準化ベースライン設定時の既存CDM事業の扱い) (会議録para41, 会議前Annex-12)

- 1) 背景 - 標準化ベースラインの制定時に、既に登録されているCDM事業をベースライン特定時に考慮するかどうかを検討。
- 2) 結果 - 方法論パネル意見を踏まえ以下のとおり決定 (原案Option-5)。
  - 原則既存CDM事業は全て標準化ベースライン制定時に考慮すべきである。
  - 但しDNAが既存CDM事業の燃料・原料・技術費用が在来より高く当該部門で 30%を超える寄与がある旨証明した場合に限り除外可能とする。
- 5) 注記 - 現状の方法論では既存CDM事業をベースライン制定時に考慮するかどうかは様々で、同一方法論に両方混在している例さえあるが、標準化ベースライン制定時には安全側・保守側に考えて原則全ての既存CDM事業を考慮すべき旨決定。

(標準化ベースライン使用数値のQA/QCガイドライン) (会議録para39, 会議後Annex-7)

- 1) 背景 - 標準化ベースラインの制定経験を踏まえた改訂。
- 2) 結果 - 細部の文言修正を行い採択。
- 5) 注記 - QA/QCガイドラインとしては何ら目新しいものではないが、標準化ベースラインの制定時の事例が記載されているため途上国のDNAには有益と思慮。

(標準化ベースラインの今後の作業計画) (会議録para40, 会議前Annex-11)

- 1) 背景 - 締約国会議(CMP9)要請を踏まえ、標準化ベースラインの制定経験を踏まえ、ベースライン特定のための技術シェアの閾値について再検討。
- 2) 結果 - 継続検討。
- 3) 議論 - 現在標準化ベースラインの策定支援作業が多数存在するため、当該支援作業の結果を踏まえて閾値の決め方(現状 90%, LDC等80%)を見直すべき旨決定。

##### 4-2. 大規模・小規模方法論改訂関連

- 2) 結果 - 以下の方法論の新設・改訂を採択。

(大規模方法論)

(新規方法論) AM0114 イソシアネート工場での触媒による塩素回収化

(新規ツール) 都市間貨物輸送・旅客輸送のモーダルシフト時のベースライン算定ツール

(方法論改訂) ACM0002 系統接続された再生可能エネルギー (水力適用範囲拡大他)

ACM0015 クリンカー製造時の混合材料変更 (新規工場の対象化他)

(小規模方法論)

(新規方法論) AMS-III.BK 零細規模酪農家での飼料添加剤による牛乳増産

(方法論改訂) AMS-I.C, -I.L, -III.BG, -III.AQ, -III.Z (詳細内容略)

##### 4-3. 「負の漏洩(Leakage)」問題

- 1) 背景 - バイオガスにより LNGを代替する場合などで、LNG製造・輸送などの上流工程

で間接的に排出が減少する「負の漏洩(Leakage)が発生する場合があります、当該「負の漏洩」の取扱いについて検討。

- 2) 結果 - 「負の漏洩」発生時には他の(正の)漏洩と相殺できるが、相殺してもなお合計が負である場合には 0 とする。
- 3) 議論 - 仮に当該「負の漏洩」分を削減として計上したい場合には、事業範囲(Project Boundary)を LNGプラント迄拡大すればよい旨理事見解が一致。

## 5. 制度改正(2) / 手続基準 (議題4.2) 及び 政策論 (議題4.3)

### 5-1. 事業基準(PS)・認証基準(VVS)・手続基準(PCP)改正案(会議録para53, 会議前Annex-14)

- 1) 背景 - ( EB#75 (2013年9月) 会議前Annex-13 及び 会議録 参照 )
  - 現行各規定の実施上の問題点を「補修」すべく検討実施。
- 2) 結果 - 今次理事意見を踏まえ 継続検討。  
( 9項目の個別論点については、会議前Annex-14 と 今回会議録 para53 を突合しながら読まないとは全く意味が解らないので両者を参照ありたい )
- 3) 議論 - 15項目の提案中 9項目は EB#75 で一度議論済の内容であったが、事務局の判断で 6項目を追加したため手続を巡り議論が混乱し「振出しに戻る」状態に。
- 5) 注記 - 上記提案中「事業登録抹消手続」については、一旦 CDM登録を実施した事業につき事業者が自主的に CDMから撤退する際の手続を規定。

### 5-2. 途上国の「E- 政策」に関する投資分析上の措置 (会議録para42, 会議前Annex-13)

- 1) 背景 - ( EB#78迄の会議録を参照ありたい )
- 2) 結果 - 再度継続検討。(戒能議長)
- 3) 議論 - 更なる論点整理を実施。Option 2A・4B の 2案に議論が収束。
  - ・ 投資分析上での「E-政策」による補助の考慮除外期間(7年(A)or全期間(B))
  - ・ 途上国での「E-政策」の実施日の特定可能性("2" or "4")
- 5) 注記 - 長期間議論された難題であるが、遂に 2案に収斂。両案は実質的に殆ど差がないが、EUと途上国の意見対立の象徴的問題であるため簡単に決着せず。

### 5-3. 監視計画の有効化時期の弾力化など (会議録para57-59 会議前Annex-15-17)

- 1) 背景 - 前回締約国会議(CMP-9)要請事項。
- 2) 結果 (監視期限の有効化時期の弾力化) - 前Annex-15
  - CMP要請は小規模・零細規模のみであったが、規模を問わず 最初の発行認証(Verification)迄に監視計画の有効化(Validation)を行えばよい旨決定。(自動追加性事業の有効化手続簡素化) - 前Annex-16
  - 自動追加性の対象事業については、事業計画書(PDD)において簡素化したテンプレートを作成・適用する旨決定、テンプレートの開発を事務局に指示。(植林・再植林事業の認証間隔の延長) - 前Annex-17
  - 理事見解が分かれ継続検討。A/R-WGの意見を照会する旨決定。
- 3) 議論 - (監視期限の有効化時期弾力化)
  - CMP要請は小規模・零細規模事業のみであったが、大規模に適用しても実質的に問題ないとの理事会判断から全規模について制度改正に着手。

次回理事会(EB#80) 2014年 7月14日(月)～ 7月18日(金), ドイツ・ボンにて開催予定  
次々回 (EB#81) 2014年 9月 (日程未定, アメリカ・ニューヨークにて開催予定)